

「ゆれる家族」基調報告

「人権」としての家族

—「国際家族年」からなにをひきだすか—



八 木 三 男

はじめに

これまで七回行われた研究集会のテーマのすべてが学校教育にかかわり、その領域から一步も出なかったのは、研究所の設立趣意ではなく、もっぱら力量の問題であった。いまはじめて「家族」問題を取りあげることによってその領域外に出ようとしている。そのために、学校教育のようにある種共有の問題意識があるという保証がなく、原理的・概念的な問題提起からはじめざるをえなかった。この「基調報告」も素人の議論ともいえるし、新潟県の状況に即したものにもならなかった。

いまここで家族一般の問題を取り上げるのは、学校教育だけではなく、高齢者や女性問題を含めた社会現象としての教育にかかわるもっとも基底的な問題をも視野に収めたいという意図にはかならない。

一、国家の責務と福祉

わたくしはさきの「研究所通信」五十六号に、「震災復興の民主主義」と題して、この基調報告のいわば「まえがき」部分を載せた。

そこでは、阪神大震災の復興の大前提としてふたつのこと、すなわち第一に、生身の被災民一人ひとりの、

一つひとつの家族の生活が成り立つように、国家が不要不急な軍事費や公共事業費を削って具体的に支援しなければならぬ、国家予算の構造を災害からの安全保障、生活の安全保障中心に転換しなければならぬ、第二に、震災復興では高齢者、女性、子ども、障害者等の側にたち、それらの人々の参加を保障する開発こそが、真に災害に強い堅固な街づくりの保障になるといった。

以上のことを実現する国民のたたかいは、とりもなおさず、国家が第一義的に国民一人ひとりの人間らしい生活をはじめとする種々の権利を擁護し保障するために存在するという日本国憲法の原理、高名な憲法第二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という原理を具体化するたたかいである。

かつて（一九五〇年）社会保障制度審議会は「社会保障制度に関する勧告」（五〇年勧告）で、冒頭に憲法二十五条を引用し、「これは国民に生存権があり、国家には生活保障の義務があるという意である。これは……世界のもっとも新しい民主主義の理念に立つことであって、……国家の責任は著しく重くなったと言

わねばならぬ」といった。

現在ではその理念はどう変化しているか。同じ社会保障制度審議会の将来委員会が、社会保障の理念として「国民は自らの努力によって自らの生活を維持する責任を負うという原則は、依然として重要である」として、「若い時からの貯蓄や個人の年金などの自助努力も欠かせない」などとお説教を垂れる。さらに、「福祉産業といわれる営利企業」「医療関連サービス分野」の民間企業が「効率的」なら「積極的にこれらの民間サービスを利用していく必要がある」ときわめて露骨である（一九九三年第一次報告）。

また、老人福祉計画の研究集会等ではしばしば引用されるものに一九九一年の「第三回社会福祉トップセミナー」における厚生省の中村秀一老人福祉課長（当時）の次のような発言があるそうである（木戸利秋論考、『県民が目指す二十一世紀の新潟』下巻、一九九四年、にいがた自治体問題研究所）。

「国が補助要項を示して、国のいうとおりやっていたら成功するという時代は、少なくとも終わったのではないかと思っております。これからは市町村のあいだの格差がどんどん開くのではないかと思っております。……福祉が伸びない市町村に住んでいるのは、その住民が不幸ということであきらめてもらおう。これ

は市町村の責任であるというふうに割り切って考える。……落ちこぼれのやる気のないところは、きつい言葉で言えば、どんどん切り捨てざるをえないという状況だと思います」(『福祉改革Ⅲ』全国社会福祉協議会、一九九一年)。これでは、国の責任でその基準を示さなければならぬはずの法の下等の平等を欠き、際限のない福祉切り捨てにならざるをえないだろう。

このような国家の責任を放棄した政府の社会保障の考え方やレヴェルは、わたくしたちが家族や個人の生活の諸問題を考えていくうえの前提をなす。

二、「国際家族年」はなにを提起したか

昨年は国連が提起した「国際家族年」(International Year of the Family: IYF)であった。そのスローガンは「家族から始まる小さなデモクラシー」(Building the smallest democracy at the heart of society)である。

一九八九年の国連総会は「国際家族年」に関する決議を採択し、その「国際家族年宣言」でいくつかの理念を示した。「宣言」の理念を要約すれば、「国際家族年は社会の中心としての最も小さな民主単位としての家庭づくりに寄与する」ために、家庭生活の形成(産むこと)、発達(育てること)、維持(生命と生活の再

生産)の自由、そのための国や自治体の公的援助に対する権利を基本的な人権ととらえているということである。いわば「人権としての家族」の宣言といふことができる。

(1) 家族はかけがえない小さな人間的な共同体

家族は数千年にわたって自己の生存の維持をめざす人間の活動のためのもっとも基礎的な社会集団であり、人間性の発達にとってかけがえないもっとも小さな人間的な共同体であり、「事実上すべての社会がそこから力を引き出し未来を創出する中心的制度でありつづけた」。

そのために、家族には「とくに注意が払われるべきであり、世界人権宣言、国際人権規約、社会進歩と発展の権利に関する宣言、女性差別撤廃条約の条項に基づき、地域社会において完全な形でその責任が果たされるように、家族にできる限り広範な保護と援助を与えるべきである」。

また、「国際家族年の活動」として、「国連の下で策定された一連の国際協約により個人に与えられた基本的人権と基本的自由を推進」し、そのために「家族における男女平等を推進し、家族内の責任の分担と雇用の機会を促進する」とした。

(2) 家族はつねに解体の危機をはらんでいる

いっばんに現代の家族は「核家族」として、強いがしかし移ろいやすい男女の情愛を基礎にした結びつきを前提にしているために、同時にもろさをはらみ、つねに解体の要素を内包している。しかも、労働、経済、福祉、教育、文化等ときどきの社会情勢や国・自治体の政策の直接的な影響を受け、ときにはそれらによって危機にさらされる脆弱さをもっている。「宣言」はこの辺のところを人権の疎外状況とみている。

「宣言」はつぎのように指摘する。「近年多くの国では、……政府の提供する社会福祉サービスにかかるコストにより、サービスが縮小されている。これにより家庭、とくに女性への負担がふえ、その結果、家族の団結の弱体化を招いている」。したがって「家庭はこれら必要とされるサービスを自ら直接責任を負うか、これまで無料で提供されてきたサービスを有料で受けることを強いられる結果にもなる」。

さらに「政府は……サービスが削減された場合に生じる公的支出の削減に目を奪われ、家庭がそのニーズを満たすために強いられる苦勞という……多大なコストを見落してはならない」と警告した。

以上の「宣言」の指摘は、後述するが、日本政府の「行政改革」を名とする一貫した福祉の後退と、民活

による福祉への市場原理の導入等、日本の福祉政策に対する批判としてもきわめて的確である。

(3) 唯一理想的な家族像の追求は避けるべきである

「国際家族年」のプログラムのなかで、家族に関する主要な問題として、「家族に影響を及ぼす政策は、暗黙あるいは明示的に唯一の理想的な家族像をアピールすることは避けるべきである」と提起している。

家族形態はさまざまな場所と時間で、さまざまな速さと度合いで変化してきた。「このような事実、家族構成には多様なタイプがあり、それぞれに長所と短所があるということを意味してきた。さらに、国により、また同じ国内でも、『理想的家族』のイメージは大幅に異なることも意味してきた」。したがって、家族に対する「政策も妥当で効果的であるためには、変化していかねばならない」。

日本では最近まで、政府の政策は「育児放棄の無責任な親の出現」「婦人よ家庭に帰れ」を基調にし、三世代同居家族、夫婦と子ども二人の核家族をイメージしてきた。学校教育でも近年まで「欠損家庭」という言葉が生きていた。

厚生省の「昭和六十三年度・全国母子世帯等調査」によると、母子世帯が約八十五万世帯、父子世帯が十七万世帯である。母子世帯になった理由をみると、死

別と離婚その他による離別は時系列ではまったく逆転し、鮮やかな対照をなしている。一九五二年、死別は八五・一％、離別は一四・九％、一九六七年、死別六八・一％、離別三一・九％、一九八八年、死別二九・七％、離別七〇・三％。

これがアメリカの場合になるとはるかにドラマスティックな現われ方をする。夫婦二組に一组が離婚し、子どもの三人に一人が血縁の父親と暮らしていない。

たとえば、ある女性は一六十二歳で再婚したが、五年後に夫が死亡、いまは一人暮らし。ボランティア活動で多忙。亡夫には成人した実子が一人、養子が三人おり、本人には成人した実子が四人いる。晩婚の末子以外は三人とも離婚を経験し再婚した。この種の家族を「ブレンッド・ファミリー」とよび、一般化しつつある。

そのために、アメリカではこれまでイメージしてきたような伝統的な家族概念では間にあわず、全米女性協会ではつぎのように定義しているという。「家族」とは「愛情と信頼によって結ばれ生活をともにしている二人以上の人の単位」、「血縁や法的のきずなに関係なく、人が家に帰ってくるのはそのためであるもの」(宮城正枝「子供と家族」、「文部時報」、一九九四年一月号)。

最近、『朝日新聞』(五月十八日)の家庭欄で、四月

末に出版された『ファーザーレス・アメリカ(父なし米国)』という伝統的な価値観に基づく離婚反対論の本が発売一週間で三万部売れたと報じられた。「青少年の暴力や未成年の妊娠など、米国社会が抱える問題の最大の原因は、子供たちが父親のいない家庭で育つからだ」といっているのだという。

ベストセラーになったこと自体が、アメリカ人の夫婦そろった家族への憧れの強さを示すのだろうが、「乱暴な意見だ」という反対論も多く、結婚制度そのものが機能しなくなっているとして「離婚した女性への健康保険や年金など社会福祉政策のたち遅れから、母子が貧しい生活を強いられていることをこそ問題にすべきだ」というフェミニストのコラムニストの意見を載せている。さらに日本の大学教授の意見があり「日本では家が核になってまだまだ人間関係は緻密だ。離婚が子供の環境を米国のように劇的に変えることはないだろう」。

いずれにしてもアメリカでは、わたくしたちの研究集会のように、全体会で子育てにおける父親の役割について無条件で集中的に議論することはむずかしいであろう。

以上のような家族形態の変貌を現実のものと追認したうえで、「宣言」は次のようにいう。「家族の機能と

役割に関する社会的価値観は各国により、また、各国内においても異なる。……しかしながら家族の各構成員の権利を決める国際的な法規範」として、「男性が育児と子どもの成長においてより大きな役割を果たすことができ、女性が教育と雇用において新たな機会を追求することができるパートナーシップの新しいパターン」を確立するために、「女性差別撤廃条約」と「子どもの権利条約」がある。

(4) 「国際家族年」における子ども

「宣言」は「国際家族年」のプログラムのなかで、「家庭問題に関し、政府や組織の最も関心を集めるのは、幼児と子どもに関連した問題である」として、「特に、子どもの権利条約と子どものための世界首脳会議（子どもサミット）で採択された、子どもの生存保護、発育のための世界宣言の実施を促進すべき」ことを促した。さらに、次のようなことが政府の政治的措置として必要だといった。子どもが「責任ある市民となることを助ける価値観と行動パターンを奨励、育成し、すべての人に平等な権利を保障し、差別を排除し、環境を保護する教育」。

以上の文脈や「子どもの権利条約」の内容や精神に照らして、最近文部省が出した「いじめ対策緊急会議」（主査・坂本昇一聖徳大学教授）の報告「いじめの問

題の解決のために当面取るべき方策について」（九五三年三月十三日）をよむと、無責任極まりない官僚的文書であることがわかる。

この「報告」では、いじめが深刻になった要因として、なによりも教師の指導姿勢と親の教育力の劣悪さを指摘する。「ともすると親や教師等の関係者が……その責任を他に転嫁し合うという形で議論」を「拡散」させたともいう。

さらに重要なのは「家庭は、子どもの人格形成に第一義的な責任を有しており、……家庭の教育機能の低下やしつけの不徹底といった状況が生まれており、……各家庭において、いじめの問題の持つ重さと家庭の教育的役割の重要性を再認識することが強く求められる」と、子どもに対する「親の第一義的養育責任」という子どもの権利条約の文書を逆手にとって親を恫喝し、訓戒を垂れていることである。

「子どもの権利条約」は、主要には子どもの権利保障にかかわって子どもや親に対する国家の義務を明確にしている点で画期的なのである。第三条では、国は親の権利や義務を考慮しながら、子どもの権利実現のために適当なあらゆる立法上・行政上の措置をとり、第五条では、国は、子どもが権利行使をするにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で親が指示・

指導を行う権利や義務を尊重しなければならない。さらに、第十八条で国は、親が子どもの養育と発達に対する第一次的責任を果たすにあたって、適当な援助を与えなければならない、としているのである。

そこからどうして、前述のような恫喝と訓戒が出てくるだろう。文部省は少なくとも、いじめの深刻な事態を克服するために、親の意見を聴き、主体的に参加する親と学校がどう共同できるか即刻討議をはじめてほしい、と提起すべきであった。また、子どもの意見表明権の保障（第十八条）の趣旨からすれば、文部省はいじめ克服のために子どもが主体的にどう参加するか、その道筋を示す必要があった。そうすることによってはじめて、「国際家族年」のプログラムがいう、子どもが「責任ある市民となることを助ける価値観と行動パターンを奨励、育成」する可能性を助長することができよう。

三、日本の家庭はしっかりしているか

平成五年版の『青少年白書』（総務庁）が取りあげているものに、NHK放送文化研究所の調査（一九八九年）がある。小学校四～六学年の子どもをもつ親を対象に「家庭でなく、学校で教えてほしいと考えるもの」を複数回答で質問した結果では、父親は「善悪の

区別」四八・四％を最高に、「言葉遣い」四一・九％、家庭学習の仕方」三七・二％、母親は「家庭学習の仕方」五二・六％を最高に、「善悪の区別」四四・六％、「言葉遣い」三一・九％とつづく。「あいさつ」や「整理整頓」を含めて、ほとんどは従来家庭で教えてきたものである。

	(父親)	(母親)
・家庭学習の仕方	37・2%	52・6%
・善悪の区別	48・4%	44・6%
・言葉遣い	41・9%	31・9%
・あいさつ	35・8%	21・3%
・受験に必要な学力	28・0%	31・1%
・整理整頓	21・8%	11・8%
・食事のマナー	7・3%	3・8%
・特にない	12・5%	10・2%

以上のように、多数の家庭が教育における家庭の任務を放棄しているように思える問題は、長時間過密労働、長距離すしづめ通勤、単身赴任、過労死、離婚、共働きといった家庭における子育ての困難さを考慮しても、なお納得できない部分が残る。日本の家庭に古い家父長制的原理にかわる世界的普遍性をもった新たな子育て理念がなかなか確立できないでいるというところだろう。

最近あるテレビのトークショウでタレントのケント・デリカットが、子どものころの「いじめ」にふれて次のように話した。「コーラビンの底のようなメガネ」によって大変ないじめにあい、自分の価値を見失っていたとき、母親の励ましと支えがわたくしを救った。

「わたくしの大切なあなたにはたくさん値打ちがあるのよ」「あなたの目だっていつかチャームポイントになるかもしれない」。後者はにわかに信じがたかったが、自分の価値を見いだしていくきっかけになった。ともあれ、一人ひとりの子どもの人格の尊厳を守り育てるのは、当面家庭と学校しかないわけであり、その点で双方に未成熟な面があっても、共同の道筋をたゆみなく提起していくのが教育行政の仕事だと思われる。

四、日本の家族政策は変化したか

——むすびにかえて——

それまで「三世代同居家族」「婦人よ家庭に帰れ」等を声高に叫び、子育ての社会基盤の整備に消極的であった政府は、「一・五七ショック」（一九八九年）以降の出生率の著しい低下に衝撃を受け、それに追い討ちをかけるように、総務庁の「労働力調査特別調査」（一九九二年）に、非農林業雇用者世帯における共働

き世帯（九一四万）がはじめて非共働き世帯（九〇三万）を上回ったと告げられ、それを契機に政策を転換したように見えた。

一九九二年の『国民生活白書』（経済企画庁）は「安心して子どもを生み育てることができ豊かな社会の確立」をいい、一九九三年の『厚生白書』は「未来をひらく子どもたちのために……子育ての社会的支援を考える」を標榜して育児休暇制度の確立を訴えた。『二十一世紀福祉ビジョン』（厚相の私的諮問機関、一九九四年）は、「高齢者と障害者の公的介護づくりと子育てを社会的に支援する」ことを今後の社会保障の柱にするとしたが、そのためには増税が必要と説いた。以上はしかし共通して①基本的には労働力政策として、たとえば女子労働力の安定的確保をねらったり、②公的保障をとりくずして、保育の措置制度改革にみられるように、社会福祉への市場原理の導入だったりする。

しかし、そうはいってもこの変化は重視すべきだろう。「人権としての家族」の問題を視野にいれながら、「家族の尊厳と自立」、「子育ての共同」にむけて、たまたかいを組みなおすきっかけをつかむことができる。

（やぎみつお）にいがた県民教育研究所長